

質問に対する回答

工事名) 秋田自動車道 黒沢地区付替道路工事

質問事項		回答
1	当工事は余裕期間が設定されていますが、余裕期間内に現場代理人の配置は必要でしょうか。	共通仕様書 1-7-3 に基づき、現場代理人は契約期間中配置する必要があることから、余裕期間においても現場代理人の配置は必要となります。なお、共通仕様書 1-7-2 に基づき、着工日までの期間中は監督員との連絡体制に支障をきたさない場合において、監督員の確認を得た場合は現場代理人の常駐は必要ありません。
2	特記仕様書 P 3 に配置技術者の経験について定めてありますが、河川工事における取付道路工事の土工事も実績として認められるでしょうか。	共通仕様書第 2 章土工に該当する内容であれば、道路における土工工事の施工実績に該当するとお考え下さい。
3	配置予定技術者が現在他工事に従事しており、当工事の入札後に工期が延長し余裕期間を超えても配置ができなくなった場合はどのような扱いになるでしょうか。	本調達案件は、入札前に配置予定技術者の提出を求めておりません。従いまして、契約締結後に設計図書に示す要件を満たす配置技術者を選定・配置し発注者に通知してください。なお、余裕期間内は主任技術者又は監理技術者を設置することは要しません。